

平成26年3月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成26年3月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成26年3月11日（火） 午後3時開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 委員長の選挙
 - 5 会議録署名委員の指名
 - 6 議案第35号 教育財産の用途変更及び所管換について
議案第36号 市川市林間施設の設置及び管理に関する条例施行規則の
廃止について
議案第37号 市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規
則及び市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規
則の一部改正について
 - 7 その他
 - 8 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第35号 教育財産の用途変更及び所管換について
議案第36号 市川市林間施設の設置及び管理に関する条例施行規則の
廃止について
議案第37号 市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規
則及び市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規
則の一部改正について
 - 2 その他 (1) 市川市スポーツ振興基本計画第3次事業計画について
 (2) 教育財産の用途変更について
 (3) 通級指導教室の開設について
 (4) 平成25年度教育実践記録論文について
 (5) 平成25年度「いちかわ市民アカデミー講座」実施報告
 について

5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 美美子
平田 信江
田中 庸惠
6 欠席委員 内田 茂男
小林 正貫

7 出席職員、職・氏名

教育次長	下川 幸次	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	藤間 博之	生涯学習部長	萩原 洋
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	赤石 欣弥
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	永田 治
人事・福利担当室長	竹中 秀成	就学支援課長	伊藤 三郎
教育施設課長	戸佐 薫	義務教育課長	新田 司
学校安全安心対策担当室長	井上 栄	指導課長	平山 健次
保健体育課長	永田 博彦	教育センター所長	山元 幸恵
生涯学習振興課長	牛尾 進一	青少年育成課長	山田 修一
社会教育課長	秋本 賢一	自然学習課長	川元 洋
中央図書館長	松本 雅貴	考古博物館長	堀切 公雄
スポーツ課長	小畔 春夫		

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主幹	水越 英明
"	主幹	福田 修
"	副主幹	近藤 孝子
"	副主幹	宮内由美子
"	副主幹	岡田 靖弘
"	主査	中俣 智文

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成26年3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。最初に委員長の選挙を行います。事務局より選挙について説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

宇田川委員長の平成25年度委員長としての任期が、本年3月末までとなつておりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、4月1日からの委員長の選挙を行う必要がございます。前任委員長の在職中に停止条件を付して、次の委員長の選挙をしておく事も可能とされておりますので、委員長の不在期間が生じることがないよう、平成26年4月1日からの委員長の選挙を本日行っていただくものでございます。なお、選挙の方法につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条及び市川市教育委員会会議規則第5条の規程に指名推薦の方法によることとして差支えないとされておりませんので、本市では従来、指名推薦による選挙を実施しております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ただいま、指名推薦についての説明がありましたが、この方法によるということでおよろしいでしょうか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

それでは、推薦をお願いいたします。

○ 五十嵐委員

引き続き、宇田川委員長にお願いしたいと思います。

○ 他の委員

異議なし

○ 宇田川委員長

私、宇田川ということでご推薦をいただきました。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、宇田川を平成26年4月からの教育委員長と決定いたします。

○ 教育政策課長

それでは、平成26年4月1日から、1年間委員長の職をどうぞよろしくお願ひいたします。では委員長、引き続き議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

議事を続けます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、五十嵐委員、平田委員を指名いたします。次に、議案に入ります。議案第35号 教育財産の用途変更定及び所管換についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育施設課長

議事日程の1ページをご覧ください。議案第35号「教育財産の用途変更及び所管換について」ご説明いたします。対象となる教育財産は、信篤小学校でございます。所在地は、市川市原木2丁目1616番3外、ほかといいますのは、この地番のほかに、23筆の土地がございます。面積としましては、1,793.56平方メートルでございます。用途変更及び所管換の内容でございますが、当該用地は、公衆用道路として供用されているため、市長部局に所管換えし、維持管理することが必要であることから、提案するものでございます。次のページの資料をご覧ください。青い太線で囲ってあるところが、信篤小学校でございます。また、赤い部分が、今回、公衆用道路として供用されている部分でございます。信篤小学校が、この場所に移転しました、昭和53年7月から、学校の出入りのための取り付け道路として供用されている状況でございます。写真、上が北東側から学校を撮影した写真、下が、南西側から撮影した写真でございます。今後、学校用地である赤色の部分を、道路用地として維持管理していくために、この1,793.56平方メートルを、道路管理課に、所管換えを行うものでございます。なお、道路管理課が道路移管を受け入れる条件としましては、1 道路幅員が4メートル以上あること。2 通り抜けができる道路であること。3 道路と隣接地との境界が確定していること。4 道路排水が取れること。などでございます。そこで、信篤小学校につきましては、平成20年度から、現況測量、及び隣接地権者14名との境界確定を開始しまして、今年度中に、道路側溝の清掃などを完了させまして、移管のための全ての条件を満たしますことから、今回、道路管理課へ、所管換えを行うものでございます。説明は、以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第35号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第

36号 市川市林間施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 生涯学習振興課長

お手元の資料の3ページをお願いいたします。本案は、市川市林間施設「菅平高原いちかわ村」の設置及び管理に関する条例を廃止する条例が、昨年の2月市議会定例会において議決され、本年4月1日をもって廃止されることとなったため、その管理について定めている本規則を併せて廃止するものでございます。4ページをお願いいたします。経過措置ということで、同規則第9条にあります「施設使用料の返還に関する規則」につきましては、経過措置として、平成27年3月31日までの1年間、効力を有することといたします。これは、事前にキャンセルの申し出があった場合の使用料について返還する規則につきまして、経過措置として1年間をみるというものでございます。なお、施行期日は、本年4月1日となります。以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第36号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第37号 市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則及び市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 社会教育課長

議事日程の5ページをお願いします。「少年自然の家」及び「公民館」では、それぞれの設置管理条例に基づきまして、使用料をいただいておりますが、この使用料には消費税相当額が加算されております。本議案は、それぞれの施行規則に定める施設の使用申請書など、様式に記載しております「消費税相当額」という表記を改めるものでございます。「消費税」という表記には、「消費税」と「地方消費税」が含まれるものとして取り扱っておりますが、今回はこの表記を見直しまして、「消費税相当額」から「消費税等相当額」に改めるものでございます。6ページをお願いいたします。具体的には、第1条におきまして、様式第2号、これは「少年自然の家宿泊施設使用許可書」であります。そして、様式第7号につきましては、「プラネタリウム見学券」であります。そこに記載されている「消費税相当額」を「消費税等相当額」に改めます。第2条におきましては、様式第1号、これは「公民館使用許可申請書」であります。様式第2号は「公民館使用許可書」になります。第1

条と同様に「消費税等相当額」に改めるものでございます。なお、この規則の施行期日は、平成26年4月1日からとなります。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第37号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1) 市川市スポーツ振興基本計画第3次事業計画について、説明をお願いいたします。

○ スポーツ課長

市川市では、スポーツ振興にかかる施策を、総合的・中長期的に進めていくため、平成19年度に「市川市スポーツ振興基本計画」を策定し、平成28年度までの10年間を計画期間としております。第3次事業計画は、「健康で、ふれあい生まれるスポーツのまち、市川」を目指して、「基本計画の基本的な方針・目標」等に基づき、具体的な施策を体系的に明らかにしたものです。また、事業計画は3年毎に見直すこととし、この計画期間は平成26年度から28年度までの3年間としております。また、計画期間内であっても、関係機関との協議・調整が整ったものや事業化が可能となったものなどにつきましては、適宜、事業の追加や内容の充実等を行ってまいります。これら事業の展開にあたっては、市民、スポーツ関係団体、スポーツ指導者、民間企業などとの連携や協議を通し、一体的に取り組むことにより、効果的な推進を図ってまいります。次に2ページでございます。第3次事業計画において、重点的に取り組むものでございます。第3次事業計画では、第2次計画期間までの各事業の実績等を評価し、以降の取り組みについて示すものです。第3次事業計画期間に取り組む事業は、次の第2章の各節に記載しましたが、基本計画では、特にスポーツ活動の拠点としての「公共スポーツ施設の整備」、地域スポーツの基盤として、機会やプログラムの提供を行う「総合型地域スポーツクラブの育成」、スポーツ活動全般を支える「スポーツ指導者の育成と確保」を重点施策としています。これら3つの施策を次のように進め、市川市のスポーツ振興を総合的に実施していきます。1つ目の、公共スポーツ施設の整備につきましては、市内を、北西部、北東部、中部、南部の4つのゾーンに分け、それぞれのゾーンの既存スポーツ施設や人口構成などの地域特性や、市民ニーズに配慮しながら、各ゾーンのスポーツ振興の拠点となる施設整備を進めていきます。第3次計画期間においては、北東部ゾーンを重点的な施策として、新規スポーツ施設の整備を検討しますので、北東部スポーツタウン基本構想の策定を行ってまいります。この概略です

が、具体的な場所といたしましては、基本計画の資料の最後のページに、配置図がございます。この右上の楕円で囲んだゾーンが北東部になります。このゾーンの下の方の印にある市民プールの周辺と、上部にあります、柏井町4丁目に民設民営で整備されるサッカーグラウンド周辺の、2つのエリアを候補地として、テニスコートや球技が可能な施設など、幾つかのスポーツ施設の整備をめざすものです。併せて、老朽化が懸念される市民プールのあり方や、将来の国府台スポーツセンターの改修に備えるため、市のスポーツ施設整備の今後の方向性も含めて検討すべく、基本構想策定の業務委託を行うもので、26年度予算に委託料を計上しているところです。2つ目の、総合型地域スポーツクラブの育成につきましては、健康づくりや、多世代間の交流など、各ゾーンの地域住民のスポーツ活動の基盤として、総合型地域スポーツクラブの育成を図っておりますが、柏井町4丁目に民設民営で開設する、アーセナルサッカースクールのサッカー場を核とした、市内で3番目のクラブの設立を目指しております。3つ目の、スポーツ指導者の育成と確保につきましては、市川市公認スポーツ指導者制度を始めとした指導者の育成を重視し、様々な種目・対象者に対応できる指導者の充実を図るため、公認スポーツ指導者制度の推進をめざします。そのために、指導者に関する情報や、制度のPRを推進し、資格者の増加を図るとともに、指導者を必要とする市民や団体との連携を図るよう努めます。また、第3次計画期間におきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を視野に入れまして、国や県など関係団体と連携を取りながら、積極的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。今後の方向性といたしましては、目標・指標の達成に向けて、市川市、関係団体、市民が相互に関連性を持ち、相乗的なスポーツ振興の発展を目指すことが、望まれると考えております。その実現に向けて、市川市は、スポーツをする場所の提供、団体の育成、指導者の発掘・育成、スポーツボランティアの発掘・育成、情報の集約・提供が出来るよう、取り組んでまいります。関係団体におきましては、選手の発掘・育成、イベントやスポーツ教室等の開催、スポーツ選手や指導者に活躍の場の提供、市と団体の連携などが出来るよう、協力体制の構築に努めてまいります。また、市民に対しましては、市民のスポーツ実施率の向上が出来るよう環境整備に努め、団体への加入、イベントやスポーツ教室への参加がしやすいよう周知等を図り、スポーツボランティア、指導者への興味、関心が高まるよう努め、ともにスポーツ振興に資することができるよう、方向づけてまいります。これらの取り組みを、相乗的に行うことにより、「健康で、ふれあい生れるスポーツのまち、市川」の実現を目指してまいります。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。（2）教育財産の用途変更についてを説明をお願

いいたします。

○ 教育施設課長

議事日程の7ページをご覧ください。対象となる教育財産は、稲荷木幼稚園でございます。用途変更の理由としましては、平成23年9月議会にて議決されました、市川市立稲荷木幼稚園の用途変更について、平成26年3月31日をもって閉園となり、教育財産の用途が廃止されます。また、その跡施設は改修し、児童福祉施設として、使用していくことから、市長部局に当財産を移管するため、地方自治法第238条の2第3項に基づき、市長に引継ぎをするものでございます。用途変更する教育財産は、市川市立稲荷木幼稚園、所在地は、市川市稲荷木1丁目583番、建物面積は、1,214平方メートル、鉄筋コンクリート造2階建て、土地の面積は、1,983平方メートルのうち、1,605.98平方メートル、こめ印のかっこ書きにつきましては、1,983平方メートルのうち、377.02平方メートルは、隣接する市川市立稲荷木小学校の、敷地の一部とするものでございます。これにつきましては、8ページをご覧ください。網掛けをしている部分が今回の用途変更箇所でございます。但し、稲荷木小学校の校舎から、プールに行くための動線部分として使用している土地がございますことから、稲荷木小学校の学校用地へ移管する必要があるため、このような用途変更を行うものでございます。用途変更の内容としましては、教育財産の幼稚園の用途廃止を行いまして、児童福祉施設へ用途変更するものでございます。所管換えにつきましては、引き継ぎ課が、教育総務部、私共教育施設課で、引き受け課は、こども部、発達支援課になります。用途変更の期日は、平成26年3月31日でございます。説明は、以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。

○ 五十嵐委員

名称が変わり、何かあるのですか。発達支援センターとか。この児童福祉施設というのは。

○ 教育施設課長

発達支援センターは1階に配置されます。2階には保育クラブの施設、幼児ことばの教室が配置されます。

○ 宇田川委員長

次に、(3)通級指導教室の開設についてを説明をお願いいたします。

○ 義務教育課長

私からは市川市立大野小学校と妙典小学校への通級指導教室の開設について、ご報告いたします。議事日程の9ページ及び10ページをご覧いただければと思います。特別支援教育の重要性を認識する中で、教育委員会といいたしましては、特別支援教育に関わる環境整備の観点から、計画的に特別支援学

級、通級指導教室の増設・充実に努めているところございます。開設にあたりましては、市内の特別支援学級等の設置バランスと過大規模校の解消を図るとともに、特別支援学級・通級指導教室への児童・生徒の通学、通級における負担軽減を図るように努めております。平成26年度につきましては、市内の発達障害の児童を支援するための通級指導教室を2校に開設いたします。種別としては情緒障害でございます。通級の予定者でございますが、お手元の資料にございますように、大野小学校が6名、妙典小学校が5名でございます。大野小学校へは平田小学校から2名、中国分小学校から4名が通級先を変更する予定でございます。また、妙典小学校へは新浜小学校から1名が通級先を変更する予定となっており、3月13日、今週木曜日の就学指導委員会において4名諮詢する予定ですので、その後、妙典小に通級を予定しております。なお、議事日程の10ページ目に、現在、通級している児童の人数をお示しいたしました。市内中央部では平田小学校に14名、北部では中国分小学校に21名が通級しております。また、南部では、新浜小学校に18名が通級しており、3校とも新たな受け入れが困難となっているところでございます。今後、情緒障害を含む発達障害の児童を支援するための通級指導教室としては、市内で5校体制をとることになります。このことによって、従来以上に通級のための負担軽減を図るとともに、過大規模の解消により、現状よりも手厚い支援ができるものと考えております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。

○ 五十嵐委員

通級指導教室が通いやすくなることは、いいなと思います。よくよく見るとたくさんの通常のクラスにたくさんの子が在籍しているので、通いやすくなると、これからも理解が進むのではないかと思います。一つ質問なのですが、自閉症もしくは自閉・情緒障害特別支援学級、この・というのは、自閉症学級というのですか、それとも情緒障害学級。これ、前は自閉症学級というのになりましたか。ちょっと勉強不足でわからないのですが、新しく自閉症学級、自閉症特別支援学級、この・がわからないのですが、自閉症のところがどこなのか、教えてください。

○ 義務教育課長

現在、県への登録の方は、軽度発達障害というふうに呼んでいるそうなんですね。ただ、これまで通級指導教室については、ADHD、LDと後、自閉情緒障害というふうに種別を分けていたということで、今回は、分かりやすいように、自閉情緒障害というふうにお話しをさせていただいたところなのですが、すみません、私も勉強不足で自閉・の・が、今すぐにはお答えできない状態でございます。申し訳ございません。

○ 五十嵐委員

これは正式名ではないということですか。情緒障害学級は、情緒障害があるって、自閉症ってそれだけ出さないというのか、軽度発達障害ということだったのですね。

○ 義務教育課長

すみません。また、再度確認します。

○ 宇田川委員長

ちょっと私から、平田小学校の⑯2って書いてあるのですが、この○は何か意味があるのですか。

○ 義務教育課長

10ページの資料かと思うのですが、中国分小学校の左上に21、平田小学校の左上に⑯、これは平田小学校の14人、⑯人がどこの学校から通級しているかというのがわかるように、平田小については○をつけて、中国分については、○をつけていない数字ということで区別をするための便宜上でございます。

○ 宇田川委員長

わかりました。ほかに。

○ 平田委員

この通級指導教室というのは、これから必要に応じてどんどん増えていくという感じですか。

○ 義務教育課長

県の方からも、例えば今日お示ししたのは、情緒障害でございますけれども、言語についても通級指導教室を増やすという方向で示されておりまして、市川においても、市全体の状況を見ながら、言語学級についても、情緒障害についても、通級指導教室を増やす方向で、今計画をしているところでございます。以上でございます。

○ 平田委員

ニーズに応じて、必要であれば、市内でも増やしていくということですね。

○ 義務教育課長

そうでございます。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。それでは、(4) 平成25年度教育実践記録論文についてを説明をお願いいたします。

○ 教育センター所長

議事日程11ページをご覧ください。今年度も教育実践記録論文募集事業を実施いたしましたところ、一般部門に5編、フレッシュ部門に3編の応募がございました。東京学芸大学教授 大熊 徹様や、教育委員の五十嵐 芙美子様を始めとする審査委員の方々に厳正にご審議いただいた結果、この一覧のとおりの審査結果となりました。また、2月4日にはグリーンスタジオに

おきまして、表彰式及び最優秀論文の発表会を実施いたしましたので、報告するものでございます。なお、お手元に、教育実践記録論文集「いぶき」を置かせていただいておりますが、こちらは入選した論文等をまとめたものでございます。今後、各論文についてのデータにつきましては、教職員向けのデータベースに掲載し、皆様に活用していただくよう推進していく予定でございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に（5）平成25年度いちかわ市民アカデミー講座実施報告についてを説明をお願いいたします。

○ 社会教育課長

議事日程の12ページをお願いいたします。本年度の市民アカデミー講座は、6月から2月まで月1回程度、年10回開催いたしました。10月の台風の直撃であったり、2月の大雪で、開催日を変更する講座もありましたが、2月22日の和洋女子大学での閉講式をもちまして、昭和学院短期大学、千葉商科大学、和洋女子大学、3大学による市民アカデミー講座が終了いたしました。本年度の実施結果につきましては、資料3の通りとなっております。3大学合わせて応募者は280名、受講者は1大学70名の210名で、延べ受講者数は1,475人、出席率は70.2%、8回以上出席して修了証書を授与された方は、3大学合わせて129名で、61.4%の方が対象となりました。講座の内容につきましては、この市民アカデミー講座の目的である学習成果を地域に活かすという観点から、各大学ともそれぞれ特色のある、生活に身近なテーマを考えて開講しております。また、新しい知識を習得し、広く仲間づくりを図るきっかけづくりとして、大学によっては、講座内容を座学だけではなく、実習実技、男の料理教室、もちろん女子も入るのですが、ほか染色に関しても実施しております。26年度につきましても、3大学と協議をしながら、より充実した内容の講座を市民の方々に学んで頂けるよう進めてまいりたいと思います。報告は以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。

○ 五十嵐委員

受講者の感想、また、今おっしゃったように学習の成果を地域活動の中に活かすと言っているので、何かその辺、受講者の声などがあれば教えていただけますか。

○ 社会教育課長

受講者の声としましては、ためになった、良かった、また次も参加したい、という声がございました。次に、学ぶ成果を地域に活かすということでは、受講生にはボランティア活動に取り組まれている方も多数いると聞いておりますので、この経験を地域活動、ボランティア活動に活かしていただけれ

ばと思っております。また、このような社会教育事業を実施する場合に、受講生の方がボランティアで協力していただけることも期待しているところでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。本日の議事は以上でございますが、皆様から何かござりますか。

○ 考古博物館長

議事日程には書いてございませんでしたが、お手元の資料、2枚の紙を差し込ませていただきました。まず1枚目なのですけれども、今年、市制80周年記念ということで、企画展「古代のむら」というイベントを開催させていただいております。3月9日から、5月25日まで歴史博物館2階の特別展示室におきまして、国府台から下総にかけての昔の古代のむらについて、各種の展示物を展示して開催しております。また、3月16日の日曜日に、グリーンスタジオにおきまして、シンポジウムを開催する予定でございます。それからもう1枚目、白黒のチラシですけれども、3月30日の日曜日、縄文体験フェスティバルというのを、堀之内貝塚の公園の中で行います。内容につきましては、火起こし体験ですとか、縄文造形教室、勾玉作り、それから、複製縄文土器によりますアサリ汁の実験とか、色々と盛りだくさんの行事を用意してございます。これは、地元の自治会、博物館友の会、そして、私共考古博物館の三者によりまして、また、ボランティアも含めまして、実行委員会を作つて、開催するものでございます。お時間が許せば、ぜひともお運びいただければありがたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。ほかに。

○ 指導課長

議事日程にございませんが、一つご報告をさせていただきます。ローゼンハイム市生徒一行の帰国についてでございます。先月の定例教育委員会におきまして、2月1日から9日までドイツ生徒一行が来日していますというお知らせをしたところでございます。9日に帰国予定でございましたが、ご承知のように数十年ぶりの記録的な大雪のために、結局、成田空港までの交通機関がすべてストップする状況でございました。そのために、一行は急遽ホテルを予約いたしまして、もう一泊することになりました。そうしまして、翌日の飛行機で、成田を出発、無事に帰国したという報告をいただきました。皆様にもお知らせいたします。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。ほかに。

○ 平田委員

スポーツ振興基本計画の方になると思うのですが、塩浜体育館と国府台体

育館に関してなのですけれども、駐車場とか駐輪場とかこちらの方を増やすとか、そういう計画というのではありませんか。

○ スポーツ課長

確かに両体育館とも駐車場、駐輪場が少ないというのは、皆様に申し訳なく思っているところでございます。すぐにという訳ではございませんけれども、この計画の中で、国府台スポーツセンターの再整備の方を考えておりますので、その時には駐車場等の問題も加味したいと考えております。ただ、時期的にもう少しお時間をいただくところですけれども、今後、整備を考えたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。以上でございます。

○ 平田委員

わかりました。ありがとうございました。

○ 五十嵐委員

今、三次計画、特に二次計画と三次計画で大きな違いとか何かございますか。これは事業計画だから、本当はもっと全般な基本計画の色々な莫大な資料が多分あって、そこから見るとわかってくるかもしれないのですが。簡単に誰でもわかる位に教えていただければと思います。

○ スポーツ課長

1番大きく変わったところは、先ほど説明した中で、北東部のスポーツ基本構想というお話をさせていただきましたが、今までではどちらかというと既存施設の修理が中心でしたが、今度は少し一歩進められるのではないかと思います。来年度は計画の年になりますが、きっちり計画を作りまして、その先、北東部そして国府台の整備をしてまいりたいと考えておりますが、スポーツセンターは、公園の中にありますので、施設の面積をクリアしないと、大規模な修理ができないという状況になっておりますので、そこら辺を踏まえ第三次計画の中で重点事業と位置付けて取り組んでいきたいと考えております。このあたりが今までと違うところと考えています。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございます。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。以上をもちまして平成26年3月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時43分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 進

委員

五十嵐英美子

委員

平田 信江